

淡路市営特定公共賃貸住宅入居者募集のご案内

特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律（以下「特優賃法」といいます。）に基づき整備した淡路市営特定公共賃貸住宅（別表）について、入居募集を随時実施しています。

【入居資格】

- 入居申込をできるのは、以下の入居資格条件の全てを満たしている方です。
- (1) 同居親族があり、入居の際は同時に入居できること（内縁関係にある者及び婚約者を含みます。）。
ただし、山田団地B棟の単身入居可住宅は除く。
- (2) 自ら居住するために住宅を必要とする方（持ち家がある方は申込みできません。）
- (3) 法律で定める世帯の所得月額（※1）が 158,000円以上487,000円以下であること。
- (4) 以下の条件を満たす、連帯保証人を2人立てられること。
ア 市内に居住する者であること（市営住宅入居者を除く。）ただし、特別の事情があると市長が認める場合は、この限りでない。
イ 独立の生計を営んでいること。
ウ 市税等を滞納していないこと。
- (5) 本人及び同居者が暴力団員でないこと。

※1 法律で定める世帯の所得月額とは？

〔（入居者・同居親族の合計所得）－ 特優賃法で定める控除額〕÷ 12

◇ 所得とは？

- 給与所得、事業所得、雑所得（公的年金等）、不動産所得等で、譲渡所得等の一時的な所得を除きます（詳しくは特優賃法等で定められています。）。
・給与所得は、収入ではなく、給与所得控除後の金額です。
・給与には、パート収入やアルバイト収入等も含まれます。
・公的年金等に係る雑所得も、収入ではなく控除後の金額です。

◇ 特優賃法で定める控除額とは？

同居親族又は扶養親族	1人につき38万円
特定扶養親族 （満16歳以上満23歳未満で所得が48万円以下の方）	1人につき25万円
老人控除対象配偶者又は老人扶養親族	1人につき10万円
特別障害者	1人につき40万円
障害者	1人につき27万円
寡婦	27万円 （ただし、所得金額が27万円未満である場合はその金額）
ひとり親	35万円 （ただし、所得金額が35万円未満である場合はその金額）
給与所得者又は公的年金所得者	1人につき10万円 （ただし、所得金額が10万円未満である場合はその金額）

【申込先・提出書類】

申込窓口は、**淡路市 都市整備部 都市計画課**となっています。

申込書に、右に記載の提出書類を添えてお申込みください。

	勤続（事業継続）区分	住 民 票	所得課税 証明書	納税証明書	在職証明書	給与支払 証明書	事業収入 申告書	その他
給与所得者	現在の勤務先に 令和5年12月31日以前 に就職し、引続いて勤務している方	◎	◎	◎	◎			○
	現在の勤務先に 令和6年1月1日以降 に就職し、引続いて勤務している方	◎	◎	◎	◎	◎		
事業所得者	現在の事業を 令和5年12月31日以前 に開業し、引続いて営業している方	◎	◎	◎				
	現在の事業を 令和6年1月1日以降 に開業し、引続いて営業している方	◎	◎	◎			◎	
現在、無職無収入の方		◎	◎	○				

婚約中の方は双方の該当する書類を提出してください。（◎は必須、○は必要に応じて）

- 住民票 入居予定者の「世帯全員の住民票」、婚約中の方は双方の世帯全員の住民票。
- 所得課税証明書 配偶者控除の有無及び扶養親族者数について確認できる内容のもの。学生を除く15歳以上の方全員分、**令和7年1月1日現在**在住の市役所等で**令和6年分**の証明を受けてください（学生であっても収入のある方は必要です。）。無収入の場合は課税額がない旨の証明書を提出してください。
- 納税証明書※ 市税等の滞納がないことを確認するため、所定の様式により在住の市役所等で証明を受けてください。
- 誓約書 本人及び同居者が暴力団員ではないことを誓約してください。
- 在職証明書※ 現在の勤務先から証明を受けてください。
- 給与支払証明書※ （現在の勤務先に**令和6年1月1日以降**に就職し、引続いて勤務している方）
現在の勤務先から証明を受けてください。
- 事業収入申告書※ （現在の事業を**令和6年1月1日以降**に開業し、引続いて営業している方）
事業所得者であって、請負契約によって仕事をしている場合に提出してください。

（その他）

下記の該当する場合に提出してください。

- 退職証明書※ **令和6年中**は所得があったが現在退職して所得がなくなった場合、勤務していた先で証明を受けてください。
- 退職予定誓約書※ 入居日までに退職を予定されている場合に提出してください。
- 婚約証明書※ 現在婚約中の方は提出してください。
- 公的年金等の源泉徴収票 ㊟ 年金を受給中の場合、年金額の方かる書類を提出してください。
- 生活保護の証明書 ㊟ 生活保護を受給中の方は福祉事務所の発行する証明書を提出してください。
- 雇用保険受給資格者証 ㊟ 雇用保険受給中の方は資格者証の写しを提出してください。
- 家賃の支払状況が確認できる書類 借家にお住まいの方は、3ヵ月分の家賃の支払いが確認できる書類を提出してください。
- 売買契約書 ㊟ 現在、持家にお住まいの方は、入居時までに持家を処分できる書類（契約書等）を提出してください。
- 家屋の固定資産評価証明書 現在、両親等の持家にお住まいの方は、その所有者が分かる証明書を提出してください。また、その所有者が申込理由を記載した申出書（※）を併せて提出してください。

- 戸籍謄本 単身の方、母子・父子世帯の方、新婚世帯の方は提出してください。

※印の用紙は市役所、各事務所にあります。

【入居決定方法】

書類審査等による入居資格を審査し、入居決定を行います。

【お問い合わせ先】

淡路市 都市整備部 都市計画課 TEL0799-64-2533 IPTEL050-7105-5026

お申し込みは1世帯につき1室しかできません

（別表）【募集住宅】

住 宅 名	所 在 地	建設年度	規 格	面積(m ²)	家賃	備 考	地域
仁井サンソハイツ 102号室	仁井128番地 10	平成11年度	3LDK	79.20	59,000円	駐	北淡
山田団地B棟101号室	草香470番地1	平成7年度	1LDK	39.95	36,900円	単・視	一宮

備考欄の記号 単…単身入居可 視…地デジ視聴費用個人負担 駐…駐車場有

※募集する住戸は新築の状態ではありません。空家修繕は生活を営む上で支障がある部位のみ行っており、住宅ごとの傷みの程度により美観や修繕内容は異なります。

※駐車場有の団地以外は駐車場を整備していませんので、必要な方は各自で民間の駐車場を借りるなどにより確保してください。

先着順で入居者を決定するため、既に入居が決定している場合があります。
お申込みに当たっては、最新の申込状況を都市計画課へお問い合わせください。